

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 9 日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局食品基準審査課
新開発食品保健対策室

組換えDNA技術応用食品及び添加物の
安全性審査の経た旨の公表について

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成12年厚生省告示第233号。以下「審査手続告示」という。）第3条第4項の規定に基づき、下記の組換えDNA技術応用食品について、安全性審査の手続を経た旨を公表したのでお知らせします。

また、下記食品については、審査手続告示第6条の規定中「組換えDNA技術により新たに獲得された形質が宿主の代謝系に影響を及ぼすものではないもの」に該当することから、厚生労働省のホームページに掲載している「組換えDNA技術により新たに獲得された形質が宿主の代謝系に影響を及ぼすものではないもの」に該当するとして安全性審査の手続を経た旨の公表がなされた品種一覧」に追加しましたので、併せてお知らせします。

記

除草剤グリホサート及び4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ワタ GHB811

（申請者 バイエルクロップサイエンス株式会社）

（参考）

「組換えDNA技術により新たに獲得された形質が宿主の代謝系に影響を及ぼすものではないもの」に該当するとして安全性審査の手続を経た旨の公表がなされた品種一覧」のURL

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000071173.pdf>

新開発食品保健対策室

担当：三橋・石井

TEL 03-5253-1111(内線 4282・4270)